

学校向け児童虐待防止マニュアル

未然防止、早期発見・早期対応のために
～学校や教職員は何をするべきか～

平成 2 1 年 8 月
香川県教育委員会

は じ め に

～未然防止、早期発見・早期対応の必要性～

学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、市町、福祉事務所又は児童相談所（以下「児童相談所等」という。）に通告しなければならない義務があります。

しかし、虐待についての認識がないと、ケガやアザなどのサインが出ていても、気付かずに見過ごしてしまうことがあります。児童虐待についての正しい知識と対応方法を身に付け、児童や生徒に接することが必要です。

学校では、教職員から児童虐待の報告や相談を受けた場合、早期に校内体制を確立して、関係機関と連携を図りながら的確に対応しなければなりません。

用 語 の 説 明

- 1 法 ～ 「児童虐待の防止等に関する法律」（通称、児童虐待防止法）をいう。
- 2 児 童 ～ 18歳に満たない者をいう。
- 3 保 護 者 ～ 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。
- 4 児童相談所 ～ 児童福祉法第12条に定める児童の福祉に関する業務を行うところをいう。香川県では、「子ども女性相談センター」及び「西部子ども相談センター」が児童相談所としての業務を行っている。
- 5 福祉事務所 ～ 児童の福祉に関し、必要な実情の把握に努めるとともに相談、必要な調査や指導を行うところであり、香川県の機関として3箇所と各市にそれぞれ1箇所ずつ設置されている。
- 6 児童福祉施設 ～ 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等をいう。
- 7 児童福祉司 ～ 児童福祉法の規定により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うもので児童相談所に配置される。
- 8 児 童 委 員 ～ 児童の生活及び環境の状況を把握し、児童の保護、保健その他福祉に関し、援助や指導を行う者であって、民生委員が児童委員に充てられている。

目 次

	ページ
第1 児童虐待に対応するために	1
第2 児童虐待を早期に発見するために	2
1 3つの「変」を見逃さない	2
2 疑いから通告へ	3
第3 通告と通告後の対応について	4
1 児童相談所等への相談又は通告について	4
2 児童相談所等への通告の義務	4
3 通告へのためらいについて	4
4 相談や通告の際に配慮する事項	5
5 通告後の対応について	5
(1) 通告の後はどうなるのか	5
(2) 通告は魔法の杖ではない	5
第4 子ども、家庭への学校の対応について	6
1 虐待を受けた子どもへの具体的ななかかわり	6
2 家庭への対応	6
(1) 家庭へのかかわりに当たって	6
(2) 保護者への対応の原則	6
3 ケース会議の開催及び会議の進め方	6
第5 各機関の役割を知り、連携して対応する	7
1 子ども女性相談センター・西部子ども相談センターの対応等	7
(1) 児童相談所の法的機能及び専門的支援	7
(2) 児童相談所における虐待対応の流れ	8
*虐待相談・通告受付票、児童状況照会書(虐待)、見守り依頼書	
2 関係機関の役割等	16
3 関係機関との連携のポイント	18
資料	
1 香川県の市町窓口一覧【通告先】	19
2 児童相談所【通告先】	20
3 香川県福祉事務所【通告先】	20
4 県教育委員会等の相談先	20
5 警察関係担当窓口一覧	21
児童虐待防止法について	22
別紙様式(通告書)	24

第1 児童虐待に対応するために

1 教職員のすべきこと

子どもの人権を守るために

- 虐待の早期発見等の努力義務
- 虐待に関する通告の義務
- 虐待を受けた子どもの保護・自立支援のための関係機関との連携・協力

※ 子どもたちの心身の「育ち」を支える学校は、重大な人権侵害である児童虐待の予防・発見、虐待を受けた子どもへの対応において、十分な役割を果たすように求められている。

2 児童虐待とは何か

児童虐待とは、家庭内の大人から子どもへの不適切な「力の行使」

- ① **身体的虐待**：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② **性的虐待**：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③ **ネグレクト**：保護者としての監護を著しく怠ること
 - * 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置
 - * 保護者以外の同居人による虐待行為の放置 など
- ④ **心理的虐待**：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
 - * 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な態度
 - * 児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力 など

3 何が虐待を招くのか（虐待発生のメカニズム）

- ① **保護者の要因**
 - ・ 経済的な問題などによる生活基盤の弱さ
 - ・ 育児以外のさまざまなストレス
 - ・ 望まない妊娠など、育児に対するさまざまな準備不足
 - ・ 保護者自身の精神疾患や発達障害 など
- ② **子どもの要因**
 - ・ 出生直後のさまざまな疾患
 - ・ さまざまな障害の存在
 - ・ 容貌などの外見的特徴、性別
 - ・ 親に対する態度 など
- ③ **家庭の要因**
 - ・ 親子間のコミュニケーションの歪み
 - ・ 保護者自身の育ちの影響（虐待の世代間伝達）
 - ・ 外部ネットワークからの孤立 など

第2 児童虐待を早期に発見するために

1 3つの「変」を見逃さない

次の各場面でチェックリストの中のいくつかが当てはまるようであれば、虐待の可能性が
あります。(該当する項目、疑わしい項目の□中に印(チェック)を付けてください。)

【子どもが「変」】

子どもに対するチェックリスト

- 表情が乏しい。
- 触られること、近づかれることをひどく嫌がる。
- 乱暴な言葉遣い、あるいは極端に無口
- 大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度
- 落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない。
- 嘘や単独での非行(万引きなど)、家出、性的に逸脱した言動
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為
- 集中困難な様子(白昼夢)
- 持続的な疲労感、無気力
- 異常な食行動(拒食、過食、むさぼるように食べる。)
- 衣服が汚れている、着替えをしたがらない。
- 頻繁に保健室に出入りする。
- 理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた。

【保護者が「変」】

保護者に対するチェックリスト

- 感情や態度が変化しやすい、いらいらしている、余裕がないように見える。
- 表情が硬い、話しかけてものってこない。
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない。
- 人前で子どもを厳しく叱る、叩く。
- 弁当を持たせない、コンビニ物で済ませる。
- 連絡が取りにくい。
- 家庭訪問、懇談などのキャンセルが多い、行事に参加しない。
- 「キレた」ような抗議をしてくる。
- 家の様子が見えない。

【状況が「変」】

状況を把握するためのチェックリスト

- 説明できない不自然なケガ、繰り返すケガ
- 体育や身体計測のときにはよく欠席する。
- 低身長や体重減少
- 親子で居るときに子どもが示す親を伺う態度や表情の乏しさ、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる。
- 子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡しても、緊急性を感じていないそぶりが伺える。
- その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い。

2 疑いから通告へ

前提として：すべての教職員における児童虐待防止法の趣旨の理解

(早期発見の努力義務・通告の義務)の理解

↓
情報を収集・総合する

- * 日ごろから教職員間で子どもの様子、保護者の様子について情報を集め共有しておく。
- * 虐待の兆候を発見したなら、チームを組んで状況に対応する。

↓
対応について校内で協議する

- * 新たな情報は協議の場で吟味
- * 協議では、「一番不安を感じている人」を大切に。
- * 虐待の「確証」を探すための協議を重ねる必要はない。

↓
児童相談所等へ通告する

(虐待があると「思われる」ときは、ためらわず、速やかに通告)

- * まずは口頭でよい。書面(別紙様式 通告書 P24)はそのあとで。
- * 通告は「すべての人を救うため」
- * 「間違いない判断」はない。
- * 単独判断で動かず、学校の総意で。

「しつけ」と「虐待」

「しつけ」とは、何をしたら誉められる、何をしたら叱られるのか、子どもにも理解と予想ができるもの → 大人の行動を、子ども自身の行動により統御できる。



「虐待」とは、大人の気分や、理解しがたい理由で罰せられるもの
→ 子ども自身の行動により統御できない。

第3 通告と通告後の対応について

1 児童相談所等への相談又は通告について

学校又は学校の教職員は、虐待の疑いがあると判断されたケースについては、躊躇することなく、法第6条第1項の規定により市町、福祉事務所又は児童相談所へ相談又は通告をしなければなりません。まずは、口頭や電話で相談・通告し、その後、文書で通告しましょう。別紙様式「通告書」(P24)参照

2 児童相談所等への通告の義務

通告の義務 (法第6条第1項)	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
守秘義務の解除 (法第6条第3項)	刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者が行うべき通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

- 通告した者に虐待についての立証責任等を負わせるものではない。
- 実際に虐待であるか否かの判断は、通告を受けた児童相談所等が行う。
- 通告した結果、虐待でないことが判明しても、守秘義務に触れたり、児童の権利の侵害にならないので、通告した者に迷惑をかけるようなことはない。
- 通告を受けた児童相談所等の機関は、通告の内容や誰が通告してきたかなどの情報を保護者等に知らせることはない。

3 通告へのためらいについて

通告には次の理由でためらいが生じることがあるけれど、

- 虐待事実についての「確証」がないことへの不安
- 通告による保護者との関係悪化への不安
- 通告の実効性の不安
- 通告による子どもの被害増大への不安

保護者を、「虐待者」として通告することへの抵抗感

しかし、虐待を、保護者と子どもの利害対立として捉える見方(「子を立てれば親が立たない)は誤り

「通告」は子どもや家族を救うための行為である

4 相談や通告の際に配慮する事項

子どもを心身の危険から守る	虐待を受けた子どもには生命や身体の危険だけではなく、心への影響も大きく、ひどい場合は、自己否定的になり精神的な病気になることもある。これらの危険から守り、安全を確保するためには、まず児童相談所等に相談や通告をする。また、児童相談所以外に福祉事務所や市町担当課、主任児童委員等にも相談してみる。
確 証 を 求 め な い	家庭内でおきる虐待は発見しにくい。また、虐待の事実を証明することは難しいものがあり、もし、間違っていたらどうしようと迷うことは多いが、確証を求めているだけでは子どもを守れない。確証を求めたために対応が遅れ、結果として子どもを守れなかったこともある。まずは、相談や通告などの行動を起こすことが重要である。きっかけは単なる疑いでも、関連する機関や団体からの情報が集まることで、事実が明らかとなり、確証に近づけることもある。
一人で抱え込まない	虐待への対応は、誰であっても難しい。虐待を疑ったら、一人で抱え込まずに、同じ職場の同僚や他の機関と連携して知恵を出し合う。
他人任せにしない	通告したからといって、すべてを他人任せにしては子どもを救うことはできない。サインを受け取ってくれた人こそが、子どもにとって命の綱である。専門機関と連携をとりながら、子どもを守る努力を続ける。
記 録 を 作 成 す る	記録は、後で役立つことがあり、できるだけ記録(ビデオ、写真、テープを含む。)に残しておくことが重要である。学校では、虐待を受けたと思われる子どもに関わった教職員がそれぞれの立場で対応記録を作成し、記録は学校が一括して保管しておく必要がある。特に傷やアザ等の身体的な痕跡については、早い時期に正確に記録しておかなければならない。

5 通告後の対応について

(1) 通告の後はどうなるのか

- 虐待に関する連絡はすべて「通告」となる。
- 通告受理後の安全確認に、学校としても協力
- 「虐待に当たる(危険性がある)」ことの保護者本人への告知は、一連の対応の中でも、特に慎重な配慮を要する重要なステップとなる。

*他者から指摘されることで、さらに虐待がエスカレートするケースもある。

- 通告後の対応は、在宅による指導、一時保護、施設入所などに分かれる。

*在宅による指導の場合、子どもの状況を見守りつつ、学校として支援が必要

(2) 通告は魔法の杖ではない

- 通告した後も支援を継続
 - *通告は、あくまで「チーム対応のスタート」と考える。
- 「丸投げ通告」はチームの不信感のもと
- 教育と福祉とではケース評価の観点が異なることがある。

第4 子ども、家庭への学校の対応について

1 虐待を受けた子どもへの具体的なかかわり

- ① 学校は安全な場所だと伝える。
- ② 感情を許容される方法で表現させる。
- ③ 適切な社会的行動のスキル獲得を支援する。
- ④ 自己イメージと他者イメージを回復させる。
- ⑤ 自分が変わったという自覚を持たせる。

2 家庭への対応

家庭への対応は難しく、保護者との軋轢を生じ、対応を失敗すると保護者による身体的虐待を誘発したり、学校へ登校をさせなかったりする。しかし、「保護者との信頼関係」は、虐待を通告しない理由にはならず、家庭へのかかわりにおいても、関係機関と連携してチームで対応することが重要である。

(1) 家庭へのかかわりに当たって

- 「一方的な指導」、「上からの説教」は効果が薄い。
- 価値観が違うのは当然だと考える。
- 先入観を押しつけず、まずは相手の話を聞き、気持ちを受け止める態度で。
- その話し合いが相手にとってどのような意義を持つのかを考える。

(2) 保護者への対応の原則

- 子どものよい面の報告から始める。
- こまめでわかりやすい連絡をする。
- 悩みを話し始めたら、まずは傾聴に徹する。
- 気分変動の激しい保護者の場合には、巻き込まれないよう注意する。
- 虐待についての告白があったら、励ましを与える。
- 子どもや家庭を支援する立場であること伝える。

3 ケース会議の開催及び会議の進め方

学校ですべてを解決することはできないだけに、学校としてどのようなかかわりができるのか、関係機関と連携して、できるだけ早くケース会議を開催する。特に、在宅による指導を行う場合、学校だけですべてを抱えることは難しいのでケース会議は重要である。

- 目標設定は具体的に
- 「誰が、何を、いつまでに、どうやって」を確認する。
- 一番困っている人（機関）に焦点を当てる。
- 無理に「一致」ではなく、「共有」を目指す。
- 会議で決まった事項は、(最後に)全員で再確認する。
- 次回の会議についても日程等を協議しておく。(これまでの支援の結果についても検証)

第5 各機関の役割を知り、連携して対応する

1 子ども女性相談センター・西部子ども相談センターの対応等

虐待対応は、深刻化する前の早期発見・早期対応や子どもの安全確認・安全確保、きめ細かな支援が重要となっています。

学校は、児童相談所等へ相談又は通告した後、児童相談所等専門機関と緊密な連携を図りながらその後の対応をしなければなりません。児童相談所はじめ各機関の有する機能や基本的な動きや学校の役割などをあらかじめ知っておくことは、その後に自信を持った対応や各機関とのネットワークを構築して、その活用を図るために必要なことです。

(1) 児童相談所の法的機能及び専門的支援

安全確認	<p>子どもが連絡なく学校に登校しないなど安全確認ができない場合は、学校等と協力し家庭訪問等により安全確認を行います。安全確認ができず虐待が行われているおそれがあると認めるときは、立入調査(児童福祉法 29 条、法9条)や子どもを同伴して出頭することを求める児童相談所長名での出頭要求(法8条の2)、再出頭要求(法 9 条の2)による安全確認を行います。</p> <p>それでも、子どもの安全確認ができない場合には、裁判所の許可状により警察官の援助を得て実力行使により子どもの住所や居所を「臨検」・子どもを「捜索」(法 9 条の3)し安全確認を行う場合もあります。</p>
安全確保	<p>安全確認を行った結果、在宅では、子どもの安全を確保することが困難な場合には、できるだけ保護者の同意を得て一時保護(児童福祉法 33 条)を行いますが、保護者の同意が得られなくても、身体的虐待が何度も繰り返されたり、生命に関するような重大な結果が生じている場合や性的虐待が濃厚な場合には児童相談所長の職務権限で一時保護します。</p> <p>一時保護期間中に、保護者や関係者との協議や子どもの気持ちを確認しながら、今後の援助方針を決定し、在宅で集中的に支援していく場合は、子どもや保護者に訓戒を加え又は誓約書を提出(児童福祉法 27 条1項1号)させたり、児童福祉司指導措置(児童福祉法 27 条1項 2 号)をとるなどの行政処分を行う場合もあります。</p> <p>在宅では、虐待が繰り返されるおそれが強い場合は、施設入所・里親委託(児童福祉法 27 条1項3号)し親子分離することになります。保護者から同意が得られない場合には、家庭裁判所に家事審判の申し立て(児童福祉法 28 条)を行い家庭裁判所の承認を得て強制的に施設入所する場合もあり、それでも子どもの安全確保しがたい場合は児童相談所長が親権喪失宣告の請求(児童福祉法 33 条の6)を行うこともあります。</p> <p>施設入所後も、保護者の不適切な関わりが予測される場合は、面会通信制限(法 12 条)や児童福祉法 28 条の入所の場合においては、登下校時等に子どもへつきまといや施設や学校付近での徘徊を禁止する知事名での接近禁止命令(法 12 条の4)をとることもあります。</p>

専門的支援	<p>子どもの生育歴、家庭環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況、社会資源などの社会調査、子どもの心理面接、心理検査などによる心理判定、子どもを一時保護しての行動観察、また、必要に応じて精神科医の医学的診断も行います。</p> <p>その結果に基づき、子どもや保護者への援助方針を決定し、学校など関係機関と連携しながら、子どもや保護者の定期的な面接を行います。</p> <p>また、必要に応じて虐待を行った保護者に対して精神科医等が定期的にカウンセリングを行う場合もあります。</p>
--------------	---

(2) 児童相談所における虐待対応の流れ（図、P11）

1 相談・通告

児童虐待の相談・通告を受けたときには、必ず「**虐待相談・通告受付票**」（P12）により、その内容を把握・記載します。⇒（緊急の場合は、休日・夜間も含め 24 時間 365 日対応）

学校は、虐待を受けた子どもや虐待が疑われる子どもを発見した場合、まずは電話や口頭で市町相談窓口や児童相談所に相談・通告をしますが、子どもの保護など緊急対応が必要と判断する場合は、児童相談所に相談・通告します。

2 虐待受理会議

「虐待相談・通告受付票」に基づき、緊急性や初期調査の時期・方法・内容、当面の援助方針等について決定します。

3 調査（安全確認）

初期調査は、家庭又は関係機関等から虐待状況、家族構成、経済状況等の情報収集をします。下記のような場合は、子どもの安全確認・安全確保を最優先し、職務権限での一時保護も視野にいたれた迅速な対応を行います。⇒（原則、複数職員による対応）

- ① 連絡もなく連続欠席している(虐待事例として見守り中の事例も含む)ため、学校は家庭訪問を繰り返しているが子どもに会えず、状況が確認できない。
- ② 不自然なケガやアザが繰り返しあり心配である。
- ③ 治療の必要があるようなケガをしているのに、受診していない。
- ④ 「お父さんに叩かれるので家に帰りたくない。」「継父から、胸を触られるなどとてもいやな思いをしている。」など子どもから直接又は友人を通じて相談や訴えがあった。

学校は、虐待状況や親子関係、これまでの援助経過等について、情報提供するとともに、子どもが無断で欠席するなどしている場合は、関係機関と協力し家庭訪問等を行うなど子どもを直接目視して安全確認の協力を行います。

なお、児童相談所の児童心理司等が子どものケガの状況確認や子どもから直接話を聞く場合、学校は、保健室や相談室など場所の提供や必要に応じて担任等が子どもの面接に付き添うなどの協力をします。

4 調査後虐待受理会議

初期調査後、必要に応じて再度受理会議を開催し援助方針等の見直しを行います。

5 補完調査

相談・通告者との直接面接や子ども及び兄弟の所属機関等からの情報収集のため、「**児童状況照会書**」(P13)による補完調査も行います。

学校は、児童相談所や市町の補完調査に協力します。「児童状況照会書」など文書で回答しきれないことは、口頭で伝えるとともに、学校のできることやできないこと(限界)、要望も明確に伝えておくことが大切です。

6 援助方針決定

調査結果に基づき、児童相談所の援助方針を決定した上で、関係機関と連携して相談援助活動を開始します。

7 相談援助活動実施

(1) 緊急性が低い

虐待の危険度が低く、保護者にも虐待の自覚があり援助を求めるような場合や緊急性が低いことが客観的に確認できた場合は、関係機関による個別ケース検討会議を行うなど情報共有や各機関の役割分担を明確にしながら地域ネットワークによる在宅支援や見守りを行います。

また、「**見守り依頼書**」(P15)による文書で、学校等の子どもの所属する機関等に子どもの状況等についてモニタリングを依頼することもあります。

児童相談所が、定期的に子どもや保護者と会ったとしても月に数回であるため、学校は日常的な子どもの支援や見守りを行い、虐待の再発などを発見した場合には緊急時の通告を行います。

(2) 緊急性が高い

① 子どもの(安全確保)

家庭訪問や関係機関からの情報等で子どもの安全が確認できず緊急性が高いと思われる場合は、出頭要求や警察官の援助を得ながら立入調査、裁判所の許可状による臨検・搜索など子どもの安全確認を最優先した強制的介入を行うとともに、緊急一時保護が必要と判断した場合は、迅速に子どもの安全確保を行った上で、今後の援助方針について検討します。

学校場面で、児童相談所が子どもの一時保護や保護者に一時保護の同意を得るための説得や虐待告知、職務権限での一時保護の告知を行う場合があります。

いずれの場合も、児童相談所の責任においてなされますが、子どもの安全を確保するための支援や保護者との面接に同席するなど学校も協力します。

また、一時保護中の子どもへの担任の面会なども必要に応じて行います。

② 子どもと虐待者の長期分離

一時保護中に、関係機関と協力し家族関係の修復に向けた援助を試みた結果、どうしても在宅での支援が困難な場合は、親子分離(施設・里親)することになります。

虐待で施設入所した子どもが家庭復帰する場合は、客観的指標に基づくアセスメントや関係者と協議し家庭復帰の判断や復帰後の援助方針について検討します。

児童福祉施設に入所した子どもは、施設のある地域の学校に転校することになるので、学校は、その手続を行うとともに、転校先の学校へ情報提供することも大切です。

なお、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設に入所した場合は、出身学校が施設と連携し原籍校としての役割を果たします。

③ 家庭裁判所への申立て、親権喪失宣告の請求及び審判前の保全処分の申立て

- 保護者の意向に反して、子どもを施設入所させる必要があるときは、**児童福祉法 28 条の規定に基づく家事審判の申立て**を行います。⇒ (児童福祉法28条の規定による入所期間は、2年を超えてはならないとされています。この2年間で、家庭復帰に向けた家族再統合プログラムを実施します。実施した結果、引き続き施設入所を継続する場合は、家庭裁判所の承認を得て、入所期間を更新することができます。)
- 児童相談所の再三にわたる指導にもかかわらず、親権者が施設から強引に連れ出し重大な虐待を行う可能性が高かったり、手術が必要なのに拒否するなど、子どもの生命に関するような場合は、**親権喪失の申立て**を行うことがあります。
- 親権喪失の審判があるまでの間、子どもの安全が脅かされるおそれが極めて高い場合などには、**保全処分**(親権者の職務執行停止及び職務代行者の選任)の申立てを行う場合もあります。

8 進行管理会議

進行管理会議を定期的開催し、在宅支援や施設入所など虐待の手持ち事例の現状についての情報共有やこれまでの支援の評価、方針の見直しやケース終結の有無等の検討を行い、決定した方針に基づき、援助の継続や強化が必要な場合は、関係機関と役割分担しながら対応します。

また、援助を終結する場合は、関係機関に今後の援助を依頼します。

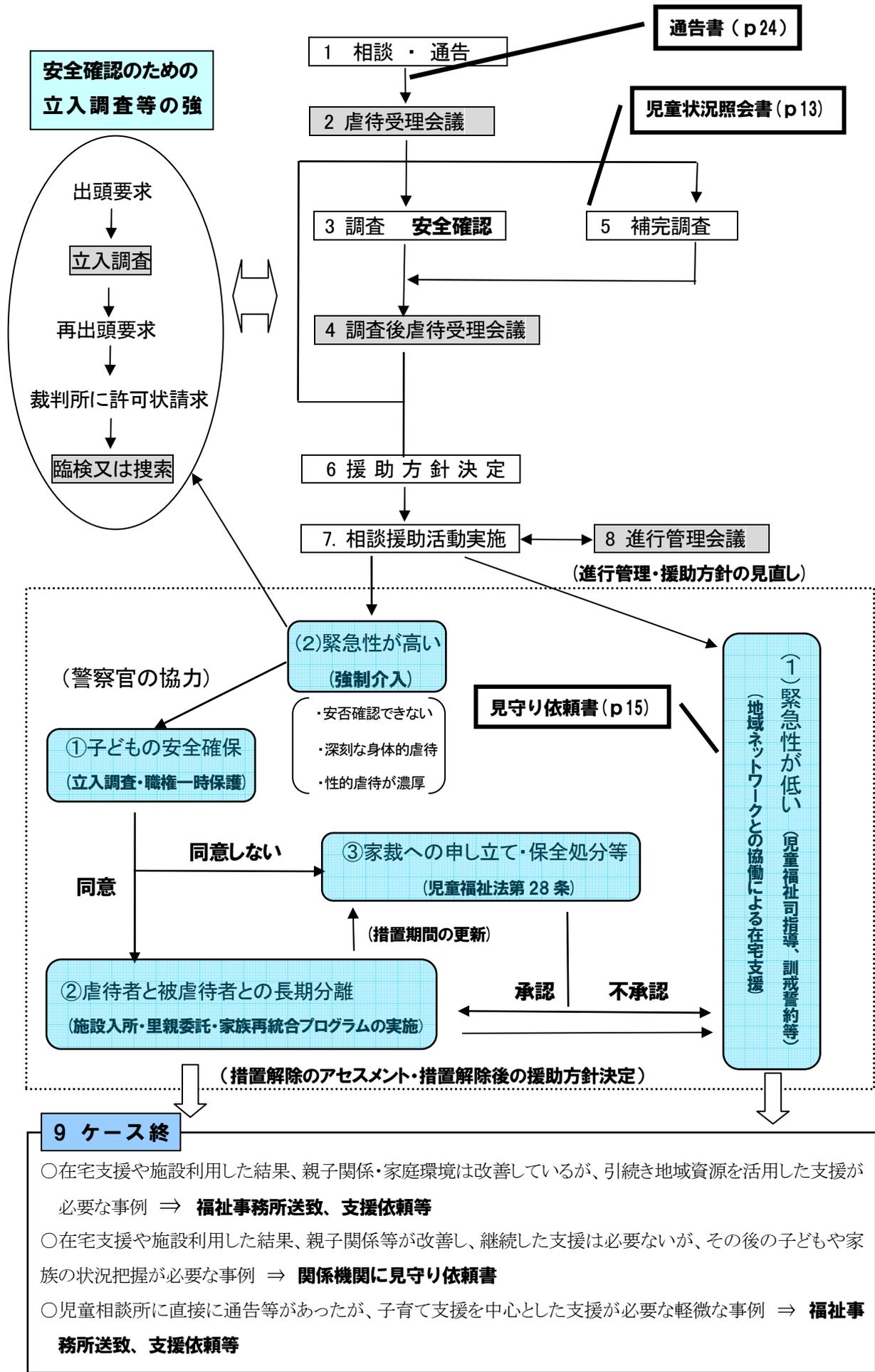
9 ケース終結

下記のような事例は、その旨関係機関に伝えて児童相談所の関わりを終結します。

- ① **在宅支援や施設利用した結果、親子関係・家庭環境は改善しているが、引き続き地域資源を活用した支援が必要な事例**
- ② **在宅支援や施設利用した結果、親子関係等が改善し、継続した支援は必要ないが、その後の子どもや家族の状況把握が必要な事例**
- ③ **児童相談所に直接通告等があり、市町等による子育て支援が適当と判断される軽微な事例**

児童相談所がケースを終結した場合、学校は、児童委員や市町など身近な関係者と連携し子どもや家族の支援や見守りを継続しますが、虐待の再発が疑われる場合は、再度、市町窓口や児童相談所に相談・通告します。

児童相談所における児童虐待対応の流れ図



虐待相談・通告受付票

ファイル
NO

受付 NO
-

受理年月日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 () 分間 電話・来所					受付者	
被虐待児童	ふりがな 氏名	H 年 月 日 () 歳 男・女 電話 アパート・マンション・借家・公営住宅・戸建・社宅()					
	住所						
	未就学・[] 保・幼・小・中・高校 年 組 担任 []						
	現在の居場所：自宅・保育所・幼稚園・学校・その他()・不明						
家族構成	続柄	氏名	生年月日(年齢)	職業・所属	同居	虐待者	その他参考事項
	(継・養)父						
	(継・養)母						
虐待の状況	虐待の種別 (主◎ 副○)	A 身体的 B 性的 C ネグレクト D 心理的 E その他()					
	・虐待の状況 (日時、場所、頻度、様子等)						
	① 傷：無・有 (部位 程度)・不明 ② 汚れ：無・有 (身体・衣類・ゴミ) ③ 食事問題：無・有 (欠食・むら食い・多食・偏食) ④ 兄弟間の差別：無・有 ⑤ 継続した虐待状況：無・有						
子どもの状況	・生活歴・生育歴など						
	① 過去の相談歴：無・有 ② 発育・発達の遅れ：無・有() ③ 障害：無・有() ④ 行動面問題：無・有 (身辺自立の遅れ・落ち着きのなさ・粗暴な行動・帰り渋り・自傷行為・性行・虞犯) ⑤ 健診：未・済 (4ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児) ⑥ 予防注射：未・済 () ⑦ 出席状況：良好・欠席がち・不登校状態						
家族等状況	・虐待者(親)の状況、協力者の状況						
	① 態度：すぐ叩く・大声で叱る・ほったらかし・その他 ② 障害：無・有(知的) ③ 過去の相談歴・被虐待歴：無・有・不明 ④ 夜間就労：無・有 ⑤ 育児力：家事ができない・こだわりの育児・強い育児不安・育児負担がある (多子・年子・父不在・父協力なし) ⑥ 夫婦・家族不和：無・有 ⑦ 親族・近隣から孤立：無・有 ⑧ 協力者：無・有(母方祖母)						
	関係機関の受け入れ	よい・悪い・無関心・その他()					
	経済的問題	無・有()	支援	生活保護・児童扶養手当			
通告者	氏名	児童との関係	家族親族・近隣知人・学校・幼稚園・保育所・病院 保健所・児童委員・警察・市町・その他				
	住所	電話	通報意図	・子どもの保護・調査・相談・その他			
	調査協力	・できる・できない	通告者への連絡	・センターから連絡・通告者から連絡・否			
	情報源と保護者の関係	通告者は 保護者はこの通告を	・実際に目撃している ・知っている	・悲鳴や音を聞いて推測した ・知っているが否定している	・関係者()から聞いた ・知らない		
		主担当			副担当		



児童状況照会書(虐待)

氏名	平成 年 月 日生 (男・女)	平成 年 月 日 (入学・転入)
住所		平成 年 月 日 (卒業・転出)
照会項目	内容 (<input type="checkbox"/> をチェックしてください。詳細については余白に記入してください。)	
子どもの状況	(1) 登校 登園状況	<input type="checkbox"/> 不登校状況にある (いつ頃から:) <input type="checkbox"/> 欠席しがちである (欠席の連絡はある・連絡なく欠席する・連絡しても繋がらない) <input type="checkbox"/> 欠席し家庭訪問した時 (子どもに [会える・会えない] ・保護者に [会える・会えない]) <input type="checkbox"/> 遅刻することが多い <input type="checkbox"/> 特に問題はない
	(2) 発達及び 学習状況	<input type="checkbox"/> 年齢相応の生活習慣が身についていない <input type="checkbox"/> 身辺自立の遅れ <input type="checkbox"/> 学習の遅れがある <input type="checkbox"/> 特に問題はない
	(3) 健康状態	<input type="checkbox"/> 年齢不相応な低身長 (cm) ・ 低体重 (kg) <input type="checkbox"/> 怪我や病気になることが多い <input type="checkbox"/> 怪我や病気の時は (治療している・治療していない)) <input type="checkbox"/> 特に問題はない
	(4) 行動及び 情緒問題	<input type="checkbox"/> 暴力的 <input type="checkbox"/> 万引き <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> 虚言 <input type="checkbox"/> 多動 <input type="checkbox"/> 乱暴 <input type="checkbox"/> 自傷行為 <input type="checkbox"/> 無表情 <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的興味関心や言動 <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 失禁が多い <input type="checkbox"/> うつ的、活気がない <input type="checkbox"/> 緊張が高い <input type="checkbox"/> 特に問題はない
	(5) 関係性	<input type="checkbox"/> 視線を合わせない <input type="checkbox"/> 誰とでもベタベタ <input type="checkbox"/> 身体接触を極端に嫌がる <input type="checkbox"/> 同年代の子どもと遊べない <input type="checkbox"/> 孤立している <input type="checkbox"/> 特に問題はない
	(6) 子ども の思い	<input type="checkbox"/> 父親[]との関係性(なつかない・拒否・おびえている・服従・萎縮) <input type="checkbox"/> 母親[]との関係性(なつかない・拒否・おびえている・服従・萎縮) <input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない・帰りたくない <input type="checkbox"/> 保護を求めている <input type="checkbox"/> 虐待を受けていることを(訴えている・否定する) <input type="checkbox"/> 特に問題はない

養育環境 及び 保護者の状況	(1) 家族の状況	<input type="checkbox"/> 夫婦不和、対立 <input type="checkbox"/> 夫婦間暴力 <input type="checkbox"/> 家庭内暴力 <input type="checkbox"/> 不安定な家族構成（母子家庭・父子家庭・実父母以外の家族・その他） <input type="checkbox"/> 精神的に不安定である（父・母・その他） <input type="checkbox"/> 特に問題はない <input type="checkbox"/> わからない
	(2) 居住状況	<input type="checkbox"/> 不衛生 <input type="checkbox"/> 居室内著しい乱れ <input type="checkbox"/> 転居を繰り返している <input type="checkbox"/> 住所不定 <input type="checkbox"/> 特に問題はない <input type="checkbox"/> わからない
	(3) 経済状況	<input type="checkbox"/> 経済不安あり <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 費用の未納が多い <input type="checkbox"/> 特に問題はない <input type="checkbox"/> わからない
	(4) 地域社会との関係	<input type="checkbox"/> 親族からの孤立、対立 <input type="checkbox"/> 近隣、友人からの孤立、対立 <input type="checkbox"/> 育児援助者がいない <input type="checkbox"/> 相談できる人がいない <input type="checkbox"/> 特に問題はない <input type="checkbox"/> わからない
	(5) 養育状況の問題点	<input type="checkbox"/> 衣食住の世話をしない <input type="checkbox"/> 放任 <input type="checkbox"/> 過干渉 <input type="checkbox"/> 子どもとの関わり少ない <input type="checkbox"/> 体罰の容認 <input type="checkbox"/> 養育能力が低い <input type="checkbox"/> 発達の理解がない <input type="checkbox"/> 養育不安が強い <input type="checkbox"/> 感情不安定 <input type="checkbox"/> 子どもの状況より親の欲求が優先 <input type="checkbox"/> 特に問題はない <input type="checkbox"/> わからない
	(6) 学校・園との関係	<input type="checkbox"/> 学校・園の依頼や指導に（協力する・協力しない・反抗する） <input type="checkbox"/> 行事や参観日に（毎回参加・時々参加・全く参加しない） <input type="checkbox"/> PTA活動に（協力的・協力しない） <input type="checkbox"/> クレームや苦情が多い <input type="checkbox"/> 特に問題はない
	(7) 子どもへの思い・態度	<input type="checkbox"/> かわいいと思えない <input type="checkbox"/> 受容がない <input type="checkbox"/> きょうだいで差別する <input type="checkbox"/> 拒否的 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 権威的 <input type="checkbox"/> 虐待の認知がない <input type="checkbox"/> 養育上の問題認識がない <input type="checkbox"/> 子どもに依存的 <input type="checkbox"/> 特に問題はない <input type="checkbox"/> わからない
処遇意見	担当者氏名	
上記のとおり回答します。 平成 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 所属名 所属長氏名 印 </div>		

見守り依頼書

21〇〇第〇〇-〇号
平成21年〇月〇日

例示

A小学校長 殿

香川県西部子ども相談センター所長

下記の児童は（虐待を受けている疑い・**過去に虐待**）があり児童や保護者の状況を把握する必要があるため児童虐待防止法5条の規定に基づき、見守りを依頼します。

記

児童	氏名	B (男・女)	生年月日	平成〇年〇月〇日 (11歳)
	住所	C市D町〇〇-〇番地		
	所属	A小学校		
保護者	氏名	E (続柄 父)	生年月日	平成〇年〇月〇日 (40歳)
	住所	児童と同じ		
ケースの概要	父母、姉、兄の4人世帯。父が本児を殴ったことから、平成21年〇月〇日に母から相談があり、本児に対する身体的虐待、姉に対する心理的虐待、兄に対する身体的虐待ということで虐待受理したが、当センターが平成21年〇月〇日に家庭訪問した際、父は反省した態度を示しており、当時、継父だった父と母は平成21年5月20日に婚姻し、父と本児、姉、兄は養子縁組をしている。			
見守りの内容	1 不自然な傷や怪我がある 2 無断欠席や理由が明確でない長期の欠席がある 3 子どもの様子がおかしい（表情が暗い、落ち着きがない、怯えている等） 4 保護者の子どもへの不適切な言動がある（威嚇的な言動、戸外へ放置等）			
依頼期間	平成21年〇月〇日 ～ 平成21年12月末			
センターの今後の支援	支援は終了しているため、上記の見守り内容に該当するような事態が発生した場合等にご連絡ください。			
連絡先	香川県西部子ども相談センター 電話 0877-24-3173		担当者 氏名	児童相談員 F 児童福祉司 G

2 関係機関の役割等

関係機関名	役割
<p>要 保 護 児 童 地 域 対 策 協 議 会</p>	<p>虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町の実情に応じて福祉、教育、保健、医療、警察、児童委員等の関係機関等が子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下に対応していくため県下ほとんどの市町で、要保護児童地域対策協議会(以下：地域協議会)を設置しています。</p> <p>地域協議会は、児童福祉法 25 条の 2 に基づく法定協議会であり、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の 3 層構造となっています。</p> <p>【代表者会議】 地域協議会の構成員の代表者による会議で、年に1～2回程度開催しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町の要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討 ② 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価 <p>【実務者会議】 実際に活動する実務者で構成し、定期的に行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討 ② 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握 ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動 ④ 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告 <p>【個別ケース検討会議】 個別の子どもに直接関わっている教職員等の担当者や今後関わりする可能性がある関係機関等の担当者が、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催している。(個別ケース検討会議の構成員も、守秘義務が課せられている)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認 ② 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有 ③ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 ④ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定 ⑤ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール(支援計画)の検討 ⑥ 次回会議(評価及び検討)の確認 <p>【地域協議会調整機関の業務】 調整機関は、地域協議会に関する事務の総括、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行っており、市福祉事務所や町の児童相談窓口が調整機関の役割を担っています。</p>

<p>市 町 児 童 相 談 窓 口</p>	<p>平成 17 年 4 月から、児童福祉法の改正により児童家庭相談に応じることが市町の業務として、また、虐待問題をはじめとする子ども問題の通告先としても規定されています。</p> <p>市は福祉事務所、町は児童福祉主管課が、児童相談窓口としてその役割を担っており、子どものあらゆる相談や援助、実情の把握を行っています。</p> <p>福祉事務所には、家庭児童相談室を設置して児童家庭相談員を配置してその役割を担っています。</p> <p>(市町相談窓口が地域協議会の調整機関として事務局を担当しています。)</p>
<p>児 童 委 員 主任児童委員</p>	<p>地域住民の一員である児童委員・主任児童委員は、虐待をはじめ課題を抱えた家庭に、自ら気づき、あるいは地域住民からの情報を得て市町や児童相談所、地元の学校などに情報を提供し、連携して虐待の予防や支援を行っています。</p> <p>児童委員の具体的な活動内容は、下記の 6 点とされており、主任児童委員は、関係機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動援助や協力を行なっています。また、主任児童委員のほとんどが児童委員も兼ねています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の子どもと子育て家庭をめぐる課題を把握 ② 子どもやその保護者、妊産婦、母子家庭等の相談支援 ③ 子どもや子育て家庭を支援する地域活動を展開 ④ 児童虐待の防止に努める ⑤ 地域の子どもと子育てをめぐる課題の改善 ⑥ 支援が必要な子どもを発見したら、適切な関係機関に連絡通報
<p>幼 稚 園 ・ 保 育 所</p>	<p>保育所や幼稚園は、子どもの変化に気づきやすく虐待を発見しやすい立場にあり、同時に子どもの送迎時など保護者に接する機会も多く、保護者の悩みや子育てに関する相談を受けるなどの支援を行っています。</p> <p>また、子どもの所属機関として、関係機関と協力して過去に虐待あったり虐待が疑われる状況がある子どもの見守りや在宅援助を行っています。</p> <p>(保育所・幼稚園から小学校への虐待事例の引継ぎも重要です。)</p>
<p>保 健 所 保 健 セ ン タ ー</p>	<p>保健所や保健センターは、母親学級や乳幼児健康診査や家庭訪問等の母子保健活動を通して、乳幼児の発育や発達状況、養育環境等について把握しやすい状況にあり、養育支援が必要な家庭には対して、育児の技術的な支援を行うなどの虐待の発生予防を中心とした支援を行っています。</p> <p>また、保護者の心身の健康問題についても把握しアルコールの問題や精神障害など精神保健福祉面の援助も行っています。</p>
<p>医 療 機 関</p>	<p>医療機関での受診や校医による健診時に子どもの怪我の状態が不自然であったり虐待が疑われる場合は、児童相談所に通告しますが、著しい身体的暴力があるときは、医療機関から直接警察に連絡し対応することもあります。</p> <p>また、児童相談所が子どもの怪我等について疑わしい場合には、医学的な所見を求める場合もあります。</p>

<p style="text-align: center;">警 察</p>	<p>虐待を受けた子ども等を発見した場合、児童相談所等に通告しますが、緊急性が高いと判断した場合は、身柄付で子どもを児童相談所に通告します。</p> <p>また、児童相談所が立入調査や家庭や学校現場で子どもを一時保護等を行う場合、児童相談所等だけでは、保護者等から抵抗を受けるおそれがあり職員への加害行為も予測される場合は、児童虐待防止法 10 条に基づき、児童相談所長の依頼により援助を行っています。</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>その他、様々な機関や虐待防止活動や子育て支援活動を行っている民間団体が虐待の発見や予防、支援を行っています。</p> <p>子ども女性相談センター(婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター)は、DVなど女性のあらゆる相談に応じ、必要に応じて保護を行っています。</p> <p>精神保健福祉センターは思春期の精神保健に関する相談や治療、アルプスカがわ(発達障害者支援センター)は発達障害に関する様々な相談や支援、障害福祉相談所は、療育手帳に関することなどの障害に関する相談に応じています。</p>

3 関係機関との連携のポイント

<p style="text-align: center;">関係機関の役割の理解</p>	<p>関係機関等は、それぞれ固有の権限と役割があり、お互いのできること、責務、限界を理解し連携を強化することが大切です。</p> <p>関係機関間で理解がない場合は、不信感や誤解が生じたり、相互に批判しあう等、連携して援助していくうえでの妨げになります。</p>
<p style="text-align: center;">チームによる支援</p>	<p>虐待問題は、子どもの命にも関る、とても困難でしんどいことであり、学校や教職員個人だけで対応しようとしても、出来ることには限界があり、精神的な負担もとても大きくなってきます。</p> <p>具体的事例に対応するためには、実際に虐待を受けた子どもや家庭に関わる異なる専門性を有する関係者で構成するチームによる支援が不可欠です。</p> <p>また、学校内においても、ストレスの多い虐待対応において教職員同士が支えあうためのチームも必要です。</p>
<p style="text-align: center;">情報の共有と管理</p>	<p>虐待問題に、チームで対応するためには、相互に情報共有することが不可欠ですが、事例検討会等で個人情報を取り扱う場合、個人ケースの資料や会議の記録などの管理（回収や廃棄も含め）について明確に定めておくなど個人情報が支援目的以外に使用されないよう注意します。</p>
<p style="text-align: center;">守秘義務</p>	<p>学校が、児童相談所を紹介や情報提供を行う場合には、子どもや保護者に了解を得ることを基本としますが、やむを得ず了解を得られない場合においても、参加機関等に守秘義務が課せられる地域協議会を活用するなどプライバシー保護に留意します。</p> <p>ただし、虐待を受けたと思われる事例においては、守秘義務に関する法律の規定は、防止法に規定された通告義務の遵守を妨げるものではありません。</p>

資 料

1 香川県の市町窓口一覧【通告先】

No	団体名	担当窓口	電話番号	所在地
1	高松市	こども未来課	087-839-2384	〒760-0017 高松市番町1-8-15
2	丸亀市	児童課	0877-23-2201	〒763-0034 丸亀市大手町2-3-1
3	坂出市	社会福祉課	0877-44-5007	〒762-0007 坂出市室町2-3-5
4	善通寺市	子ども課	0877-63-6365	〒765-0013 善通寺市文京町2-2-2
5	観音寺市	子育て支援課	0875-23-3957	〒768-0067 観音寺市坂本町1-1-1
6	さぬき市	子育て支援課	0879-52-6600	〒769-2301 さぬき市長尾東888-5
7	東かがわ市	子育て支援課	0879-25-7830	〒769-2601 東かがわ市三本松1172
8	三豊市	子育て支援課	0875-73-3665	〒767-0011 三豊市高瀬町下勝間2373
9	土庄町	健康増進課(やすらぎプラザ)	0879-61-1231	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲1400-25
10	小豆島町	住民福祉課	0879-82-7005	〒761-4411 小豆郡小豆島町安田甲144-90
11	三木町	住民生活課 健康福祉課	087-891-3303 087-891-3304	〒761-0612 木田郡三木町大字氷上310
12	直島町	住民福祉課	087-892-2223	〒761-3110 香川郡直島町1122-1
13	宇多津町	保健福祉課	0877-49-8003	〒769-0200 綾歌郡宇多津町1881
14	綾川町	健康福祉課	087-876-1113	〒761-2305 綾歌郡綾川町滝宮299
15	琴平町	福祉保健課	0877-75-6706	〒766-0004 仲多度郡琴平町榎井817-10
16	多度津町	福祉保健課	0877-33-4488	〒764-0011 仲多度郡多度津町栄町1-1-91
17	まんのう町	福祉保険課 健康増進課	0877-73-0124 0877-73-0126	〒766-0022 仲多度郡まんのう町吉野下430

2 児童相談所【通告先】

児童相談センター	電話 FAX	住所	管轄区域
子ども女性相談センター	TEL087-862-8861 FAX087-862-4154	〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-32	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
西部子ども相談センター	TEL0877-24-3173 FAX0877-58-3722	〒763-0082 丸亀市土器町八丁目526番地 香川県中讃保健福祉事務所2階	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

3 香川県福祉事務所【通告先】

No	団体名	担当窓口	電話番号	所在地
1	小豆総合事務所	保健福祉課	0879-62-1373	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5
2	東讃保健福祉事務所	健康福祉総務課	0879-29-8250	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2
3	中讃保健福祉事務所	健康福祉総務課	0877-24-9961	〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目526

4 県教育委員会等の相談先

No	相談先名	電話番号	所在地
1	義務教育課	087-832-3742	〒760-8582 高松市天神前6番1号
2	高校教育課	087-832-3750	
3	特別支援教育課	087-832-2756	
4	保健体育課	087-832-3763	
5	人権・同和教育課	087-832-3778	
6	生涯学習・文化財課 *子育てホットライン	087-837-8778 087-861-4951	
7	東部教育事務所	087-837-8778	〒760-0068 高松市松島町1丁目17番28号
8	西部教育事務所	0877-62-0754	〒765-0014 善通寺市生野本町1丁目1番12号
9	香川県教育センター 教育相談課	087-833-4235	〒760-0004 高松市西宝町2丁目4番18号

5 警察関係担当窓口一覧

警察署名等	担当課	住 所	電話番号
香川県警察本部	少年課	〒760-8579 高松市番町 4-1-10	087-833-0110
東かがわ警察署	生活安全刑事課 (生活安全係)	〒769-2601 東かがわ市三本松 1723-2	0879-25-0110
さぬき警察署	生活安全刑事課	〒769-2101 さぬき市志度 1028-1	087-894-0110
高松東警察署	生活安全課	〒761-0702 木田郡三木町大字平木 56-4	087-898-0110
小豆警察署	生活安全刑事課 (生活安全係)	〒761-4421 小豆郡小豆島町苗羽甲 1351-1	0879-82-0110
高松北警察署	生活安全課	〒760-8511 高松市西内町 2-30	087-811-0110
高松南警察署	生活安全課	〒761-8511 高松市多肥上町 1251 番地 8	087-868-0110
坂出警察署	生活安全課	〒762-0011 坂出市江尻町 1204-1	0877-46-0110
高松西警察署	生活安全刑事課 (生活安全係)	〒761-2305 綾歌郡綾川町滝宮 1332-1	087-876-0110
丸亀警察署	生活安全課	〒763-0034 丸亀市大手町 2-4-10	0877-22-0110
善通寺警察署	生活安全課	〒765-0022 善通寺市稲木町 9-2	0877-62-0110
琴平警察署	生活安全課	〒766-0003 仲多度郡琴平町五条 620-1	0877-75-0110
三豊警察署	生活安全課	〒767-0011 三豊市高瀬町下勝間 2516-4	0875-72-0110
観音寺警察署	生活安全課	〒768-0066 観音寺市昭和町 2-1-55	0875-25-0110

【児童虐待防止法について】

<p>児童虐待の定義 (法第2条)</p>	<p>児童虐待とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。</p>
----------------------------------	---

<p>虐待の種類 (根拠条項)</p>	<p>行為の類型</p>	<p>具体的行為例</p>
<p>身体的虐待 (法第2条第1号)</p>	<p>児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭部外傷、刺傷、煙草による火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 ○ 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団むしにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外にしめ出す、縄などにより身体的に拘束するなど外傷を生じさせるおそれのある行為
<p>性的虐待 (法第2条第2号)</p>	<p>児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童への性交、性的暴行、性的行為等を強要したり、教唆する行為 ○ 性器や性交を見せる行為 ○ ポルノグラフィの被写体等に児童を強要する行為
<p>保護の怠慢・拒否 (以下「ネグレクト」という。) (法第2条第3号)</p>	<p>児童の心身の発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の健康や安全への配慮を怠っている行為 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ① 家に閉じ込める(児童の意思に反して学校等に行かせない。) ② 重大な病気になっても病院に連れて行かない。 ③ 乳幼児を家に残したまま度々外出する。 ④ 乳幼児を車の中に放置する。 ⑤ 遺棄する。 ○ などの行為 ○ 児童に対して継続的に無視し続けるなど、必要な情緒的欲求にできていない行為(愛情遮断等) ○ 食事、衣服、居所等が極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心や怠慢な行為 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な食事を与えない。 ② 下着等を着続けさせるなど長期間ひどく不潔なままにする。 ③ 極端に不潔な環境の中で生活させる。 ○ などの行為

		<p>※ 乳幼児を自動車の中に放置して親がパチンコに熱中している間に熱中症で死亡させたり、乳幼児だけを家に放置して火災により焼死させたりする事件も、ネグレクトの結果であることに留意すべきである。</p> <p>○ 保護者以外の同居人が児童に加えた虐待を保護者が見て見ぬふりをするなど、これを放置する行為</p> <p>※ 同居人が行った虐待行為を保護者が放置することは、保護者としての監護を著しく怠る行為、すなわち、ネグレクトに該当する。</p>
<p>心理的虐待 (法第2条第4号)</p>	<p>児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>○ 身体的暴力を伴わなくても、言葉による脅かし、拒絶的な態度等をする行為</p> <p>例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 言葉による脅かし、脅迫を行う。 ② 児童を無視したり、拒否的な態度を示す。 ③ 児童の心を傷つけることを繰り返し言う。 ④ 児童の自尊心を傷つけるような言動をする。 ⑤ 他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする。 <p>などの行為</p> <p>○ 直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童の目で行われる配偶者に対する暴力行為</p>
<p>早期発見の義務 (法第5条第1項)</p>	<p>学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。</p>	
<p>国等の施策に協力する義務 (法第5条第2項)</p>	<p>前項に規定する者は、児童虐待の予防その他児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。</p>	
<p>教育の義務 (法第5条第3項)</p>	<p>学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。</p>	